

『官府御沙汰略記』の著者小野直方について

—直方と直賢—

氏家幹人

本稿は、当館が所蔵する幕臣小野家の記録『官府御沙汰略記』

（『略日記』とも）の著者、小野直方（通称甚平）について新たに判明した事実の概略を述べるものである。「新たに判明した」と言っても、筆者（氏家）が発掘した史料によって従来知られていなかった史実が解き明かされたというような晴れがましいものではない。晴れがましいどころか、本稿は筆者が調査不足のために犯した間違いを修正するための懺悔の報告にほかならない。誤解が生じたのは、小野直方の正体についてである。小野直方とは何者か。とりあえず『官府御沙汰略記』について、当館特別展『旗本御家人』（二〇〇九年四月開催）、『病と医療』（二〇〇八年四月開催）で筆者が記した解説を、問題の箇所傍線をつけて挙げてみよう。

『官府御沙汰略記』は、広敷添番（ひろしきそえばん） 大奥の出入りの監視等を担当を最後に引退した幕臣、小野直方（おの・なおかた）が、延享2年（1745）から安永2年（1773）まで、幕府の令達や人事等の記事に加え小野家

の日々の生活を記録した書。（『旗本御家人』）

『官府御沙汰略記』は、別名『略日記』。延享2年（1745）9月から安永2年（1773）まで、小石川三百坂（現在の文京区小石川3丁目のうち）に屋敷があつた幕臣小野家の隠居が記した日記です。（『病と医療』）

補足すれば、『官府御沙汰略記』（『略日記』とも）は直方の自筆で、全二十八冊（請求番号 一六五—〇〇四四）。当館のみが所蔵する。各冊首に「明治十六年購求」と「図書局文庫」の印が押され、明治九年（一八七六）に設置された内務省図書局が明治十六年（一八八三）に購入した経緯がわかる。ほかに「澹寧齋図書記」「儉堂図書」の蔵書印が押されている。後者については不祥だが、前者は大坂の儒者で頼山陽の祖父にあたる（長女が頼春水に嫁いで山陽をもうけた）飯岡義斎（一七一七—一八九）澹寧と号したであろう。『官府御沙汰略記』は小野家を離れたのち飯

岡義斎の蔵書となつた時期があつたのである。

小野直方の名は江戸研究者の間でもほとんど知られておらず、わずかに森銃三（一八九五—一九八五）が「内閣文庫に蔵する小野直方の『略日記』といふ書の中に（下略）」（『鍋田晶山書簡鈔』）や「今日小野直方の略日記を見るに（下略）」（『読書日記』）などと触れているだけで、生没年や閲歴については記していない。森が『下谷集』の著者佐善雪溪（一六五六—一七四五）について述べた文章（『佐善雪溪』）にも「雪溪の江戸に於ける門人の一人に幕臣の小野があり」と見えるが、「直方はまだその人を詳かにせぬが、通称は甚平といつた」とあるばかりだ。

森のような江戸人物研究の大家でさえ、直方が幕臣小野家の人物というほかには把握していなかった。現在、『官府御沙汰略記』のほか直方の著述は知られていない。ほかにやはり直方の師であつた三輪執斎（一六六九—一七四四）の葬儀で直方が読んだ祭文が高瀬武次郎『三輪執斎』に載っているとのことだが、これは著書、編著と言えるほどのものではない。

無名の江戸人が遺した二十九年間の記録。それでも森が内閣文庫を訪れて閲覧し、当館の特別展で、重要文化財でも閲覧を制限された貴重書ですらないにもかかわらず、複数回展示ケースに並べられた（特別展のほか企画展「江戸のレシビ」でも取り上げた）理由は、なによりその内容（項目）の多彩さと記録の詳細さにある。とりあえず思いつく内容を挙げれば、

—勤務の日常と作法、各種の吟味と競技会（役人採用の筆記試験や射撃ほか武術検定）、職場のイジメ、座敷牢、結婚と再婚、再々婚、持参金、出産、法事、葬式、さまざまな年中行事と子供

の通過儀礼、疫病、精神的な病、不倫の始末、離婚の作法、宴会の献立、豊富な食材とその入手方法、家計のやりくり、頼母子会、借金をめぐる交渉、将棋・囲碁の会、謡の会、子弟の塾通い、武術の稽古、医師と薬、臨終模様、酒や醤油等の共同購入、奉公人（武家の下男下女など）の貸し借り、幕臣たちの畑作、園芸、職人顔負けの手仕事、男の料理、漬物や柏餅のレシビ、頻繁な贈答、近所づきあい、歌舞伎見物、江戸の事件簿、火事、水害、異常気象、大根や茄子ほか品々の詳細な値段、猫の話、等々。

実に多岐にわたり（しかも興味深い）内容に富んでいる。現存する膨大な江戸期の史料のなかでも、幕臣の生活記録として質量ともに最も上質な物と言つても過言ではない。

あまりの面白さに取りつかれた筆者は、複製物を作製して読みふけり、雑誌『太陽』（平凡社）に連載で（一九九一年七月号—一九九二年六月号）内容を紹介、関連論考と合わせて『小石川御家人物語』（一九九三年 朝日新聞社）として出版した。その後『官府御沙汰略記』は、拙著『江戸の病』（二〇〇九年 講談社選書メチエ）でも主要な史料として用いられた。その間、やはり『官府御沙汰略記』の史料的价值の大きさを感じた山田忠雄氏（故人 当時東海大学教授）の解説を添えた影印版全十四冊が刊行されている（一九九二年—九四年 文献出版）。今日に至るまで、当館での閲覧や影印版、あるいはデジタルアーカイブで『官府御沙汰略記』に触れた研究者もすくなくない。それだけに、小野直方に関する筆者の誤解は悔やまれ、早急にこれを修正しなければならぬ。

間違いは、「小野直方」を「小野直賢」と同一人物と思ひ込んだこと。

*

『官府御沙汰略記』の舞台となった小石川三百坂の小野家について、幕府が編纂した『寛政重修諸家譜』には、延宝六年（一六七八）に幕府の「御徒」に採用された（のち組頭）小野直興（通称・仙右衛門）に始まり、直賢（同・甚右衛門、仙右衛門）、直泰（同・仙之助、庄兵衛）、直英（同・甚蔵、庄兵衛）、直貞（同・半弥）まで五代の系譜が載っている。このうち『官府御沙汰略記』が書かれた時代の小野家の当主は、最後の年（安永二年）を除いて直泰であり、直泰は幕臣として一橋徳川家に出向して小十人大番組頭、徒頭を歴任、在職中の安永元年九月に五十六歳で病死した（『寛政重修諸家譜』には六十歳とあるが、これは幕府に届け出た官年齢で実際の年齢と異なる）。

直泰の父直賢について『寛政重修諸家譜』はこう記している。「宝永六年九月晦日遺跡を継、のち紅葉山火番より御徒目付に転じ、そののち御広敷の添番をつとむ」。記述はこれだけで、兄弟姉妹は記されていない。なお「直賢」には「なをかた」の読みが付され、ナオカタと読んだことが確認される。すなわち直賢は、宝永六年（一七〇九）九月晦日に父直興の跡を継いだのち、紅葉山火番、徒目付、広敷添番を歴任したというのである。しかし、いつ何歳で亡くなったのかは書かれていない。ただ直泰の項に、享保十四年（一七二九）十二月二日に直泰が「遺跡を継」とあり、享保十四年十二月二日（実際には後述のようにその数か月前）には没していた。

筆者が犯した第一の誤りは、「遺跡」の語が、当主が亡くなったのちに相続する場合にのみ用いられるのを見過ごした（軽視した）ことだった。ごく初歩的なミスと言わざるをえない。『寛政重修諸家譜』では、通常「遺跡を継」場合は、先代の死没年月日も記されている。しかし直賢の場合は死亡年月日どころか「死す」の文言すらない。これが筆者を誤らせた一因かもしれない。とはいえ筆者が重大な読み落としをした事実には変わりはない。直賢は享保十四年内にはすでにこの世になく、したがって『官府御沙汰略記』の著者ではありえない。前掲展示解説の傍線部が間違いであるゆえんである。

もっとも「誤り」を犯したのは筆者だけではなく、山田忠雄氏も前述の影印版の解説（一）の冒頭で、「『官府御沙汰略記』は十八世紀前・中期に御家人クラスの下級幕臣だった、小野直方（正しくは直賢）の自筆稿本である」と述べている。近世史の優れた研究者である氏は『寛政重修諸家譜』の記述はもちろん確認していたが、直泰の「遺跡を継」の文言については「父の死去に伴う相続ではない」と「軽視」どころかこともなげに一蹴している。直方＝直賢であり、直方はすくなくとも安永二年まで存命しており直泰が「遺跡を継」はありえないからだ。さらに直方と直泰の年齢差が親子にしては近すぎる（氏は十三歳としているが正しくは十六歳）ことから、氏はこうも推測している。「直賢は、直興の実子ではなく、養子として小野家を継ぎ、直興の実子直泰の成長（直泰が家督を継いだときは十七才）をまつて、二十九才の若さで家督を直泰に譲り、隠居したものと思われる」。直興は実子の直泰が十七歳になるまで、中継ぎとして養子の直賢（氏に

よれば直方と同一人物)に跡を譲り、直泰が晴れて十七歳になったとき、直賢は隠居したというのである。

なぜ十七歳なのか。それは十七歳未満で当主が死ぬと幕臣の家は取り潰しになるという原則があったからだ。直泰の官年齢(届け出年齢)が実年齢より四歳多いのもそのためにはかならない。以上の推量は、氏が直方と直賢と確信していたからで、筆者もまた同様の推測を逞しくしていた。その証拠に、氏は上記に続けて「(この点、氏家幹人氏の『示唆による』)と付け加えている。

「直賢」と「直方」の読みも筆者らを誤らせた原因のひとつだ。筆者は「直賢」が隠居後(もちろん実際にには死者の隠居はありえない)、画数を省いた「直方」に改めたのではと推測した。『官府御沙汰略記』では極小の文字が用いられたため、画数の少ない「方」が代用されたのでは、とも。加えて直方は文字には比較的こだわりのない人で、たとえば小野家の菩提寺「盛雲寺」を終始「晴雲寺」と表記している。あれやこれや、筆者は(そして山田氏も)、小野直賢を小野直方と誤認してしまった。『寛政重修諸家譜』を見るかぎり、「直方」に相当する人は「直賢」以外に思い浮かばなかったからである。

*

『寛政重修諸家譜』に小野直方の名は見えない。小野直賢でないとするれば、彼はいったい何者なのか。

当館は、『諸家系譜』(一五六—〇〇二二・〇〇二四)と題する内閣文庫史料を所蔵している(所蔵は当館のみ)。福井保氏の解説『未刊史料細目』(下所収)によれば、「本書は『続藩翰譜』「寛

政重修諸家譜」編集の資料として幕府が大名・旗本から提出させた家譜を、姓氏の伊呂波順に排列し、書き上げの形のままに浄書、編綴したもので、旗本諸家の分(一五六—〇〇二三)二百二十五冊、大名の分(一五六—〇〇二四)七十一冊。大名の分は五十余家のみ現存し、旗本の分にも欠脱はあるが、「寛政重修諸家譜」の「編集の過程で切り捨てられ、採用されなかった記事」が豊富に見出され、「字句の異同も多い」。すなわち旗本諸家の系譜としてきわめて貴重な史料なのである。福井氏によれば、本書に収められた旗本諸家の家譜の大部分は寛政十年(一七九八)から同十二年の間に提出されたものだが、それを補訂して享和・文化頃に再提出されたものも含まれるという。『寛政重修諸家譜』の編集に際してこれらの提出文書が用いられたのである。

『諸家系譜』(一五六—〇〇二三)の第八十三冊目に「小野」諸家の当主から幕府に差し出した系譜が収められており、その一家に『官府御沙汰略記』の小野家が含まれている。今年になって改めて『官府御沙汰略記』を調査するまでそれに気が付かなかったのは、あきらかに筆者の調査不足であり、研究者としての怠慢だったと言わざるをえない。それはともかく早速記述内容を紹介したい。

小野家の系譜を作成し、寛政十一年十二月に提出したのは、『寛政重修諸家譜』で冒頭に置かれた直興(仙右衛門)から数えて五代目に当たる直貞(通称半弥)で、当時二十六歳。寛政八年四月六日から御勘定を務めていた。提出した系譜の奥に以下のように記され、当時は拝領屋敷の小石川三百坂ではなく、本所の堀内小十郎方に同居していたことがわかる。堀内小十郎(名は氏睦)は

小十人を務める幕臣で、直貞の実父だった。小野直英の養子となつた直貞(半弥)は、当時拝領屋敷を人に貸し、自身は実家で暮らしていたらしい。

高百五十俵 本国近江ノ生国武蔵 拝領屋敷小石川三百坂上

当時本所駒留嶋脇小十人

日根九郎兵衛組堀内小十郎

方二回居

二十六歳

寛政十一己未年十二月

小野半弥

花押

直貞は、文明三年(一四七二)に没した小野三郎義則に遡つて小野家の系譜を記しているが、本稿ですべてを紹介する必要はない(内容はすべて当館の閲覧室やホームページのデジタルアーカイブで確認できる)。はたして福井氏が述べるように『諸家系譜』の記事は『寛政重修諸家譜』よりはるかに詳細で、後者編集の過程で削られた部分の多さに驚かされる。小野家の場合も例外ではない。『寛政重修諸家譜』で漏れていた直興、直賢の死亡年月日も、宝永六年(一七〇九)七月九日、享保十四年(一七二九)閏九月二十六日と明記されている。

『寛政重修諸家譜』に記載のない直賢の妹弟も載っていた。三人の妹と二人の弟。いずれも直賢と同腹で、妹はそれぞれ幕臣の

三宅茂助(御徒)と平塚教巴(漆奉行)、小野一吉(旗奉行)に嫁いだ。さて弟はどうなつただろうか。末弟は藤堂家の家臣小野家に養子入りした小野岡右衛門で、上の弟の名は、読解にすこし手間取つたがなんとか「直方」と読めた。あわせて「小野甚平」とも記されており、まぎれもなく『官府御沙汰略記』の著者「小野直方」だ。すなわち直方は、享保十四年閏九月二十六日に亡くなつた小野直賢ではなく、その弟だったのである。「学問師範」安永四年正月廿九日死 七十五」という記述も重要だ。彼が幕府の役を務めることなく、「学問師範」として安永四年(一七七五)に七十五歳で没した事実が判明する。だとすれば安永二年(一七七三)で終わっている現存の『官府御沙汰略記』は実は全冊ではなく、一、二年先まで作成されていた可能性もある。

『諸家系譜』の小野家系譜は、干支や漢数字のほか、「小野半弥」とあるべき所が「小野半助」と誤記されるなど転写された形跡がある。それだけに記述に全幅の信頼は置けないが、系譜として『寛政重修諸家譜』とは比較にならない精度を帯びているのは事実だ。小野家では毎年九月二十六日に「洞玄院正忌日」として霊前に御供えをしているが(たとえば宝暦七年『官府御沙汰略記』に「洞玄院正忌日靈膳供」とある)、筆者は洞玄院が直方の兄直賢の法名であることも、『諸家系譜』によつてはじめて知つたのである。

*

以上、江戸中期の江戸の暮らしと武士家族の日常を知るうえで欠かすことのできない記録『官府御沙汰略記』の著者小野直方について、彼が小野直賢ではなく、その弟だった事実を述べた。依

拠したのは当館所蔵の『諸家系譜』である。

もちろん直方の死から二十四年後に幕府に差し出された小野家の系譜がすべて事実とは限らない。江戸時代の武士の系譜とりわけ幕臣のそれに多くの嘘が含まれているのはあらためて言うまでもない。出生年月日、死亡年月日は多くの場合、家の経済事情や相続のために加工され、養子の出自が事実と異なる場合すらあった。これらの嘘は一家の事情ばかりでなく、親類各家の都合と複雑にからまり、親戚一同で協議の上（口裏を合わせ）編み出された。記述内容がどこまで真実なのか。迷宮のような系譜にわけ入って真実を解き明かすのは容易ではない。筆者や山田氏が「遺跡」の文言を軽視したのも、系譜の記述に対する不信感があったからである。とはいえ本稿のケースは事情が異なる。それは『諸家系譜』というより一次史料に近い史料の調査を怠り、それを大幅に省略した編纂物『寛政重修諸家譜』に依拠した結果生じた研究者として恥ずべき誤解の修正にはかならないからだ。

（国立公文書館アドバイザー）